

家計基準の算定例

世帯構成（5人世帯）

- ・ 父（給与収入・農業収入）
- ・ 母（給与収入）
- ・ 祖父（年金収入）
- ・ 本人（高3）
- ・ 妹（中2）

家計基準：本人の属する世帯の1年間の認定所得金額が「別表1」の基準金額以下であることが条件となる

$$\boxed{\text{世帯合計の審査所得金額}} - \boxed{\text{世帯合計の特別控除額}} = \boxed{\text{認定所得金額}}$$

$$\boxed{\text{認定所得金額}} \leq \boxed{\text{基準金額}}$$

1 世帯の基準金額（別表1）

5人世帯：307万円（A）

別表1（基準金額）

世帯人員	基準金額	世帯人員	基準金額	世帯人員	基準金額
1人	143万円	4人	286万円	7人	341万円
2人	229万円	5人	307万円	8人	(世帯人員-7)×16
3人	264万円	6人	325万円	以上	万円+341万円

2 審査所得金額

$$\boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{必要経費または控除金額（別表2）}} = \boxed{\text{審査所得金額}}$$

- ① 父の給与収入 450万円 - 358万円（別表2） = 92万円
- ② 父の農業収入 220万円 - 180万円（必要経費） = 40万円
- ③ 母のパート収入 170万円 - 170万円（別表2） = 0円
- ④ 祖父の年金収入 120万円 - 120万円（別表2） = 0円

$$\text{世帯合計の審査所得金額 } 92\text{万円} + 40\text{万円} = 132\text{万円（B）}$$

別表2（給与収入の控除額）

給与収入総額	控除金額
329万円以下	総収入額と同額
329万円を超え 400万円以下	年間総収入金額 × 0.2 + 263万円
400万円を超え 878万円以下	年間総収入金額 × 0.3 + 223万円
878万円超	486万円

※控除金額は、1万円未満四捨五入

3 特別控除額（別表3）

- ① 本人（公立高校、自宅通学） 28万円
- ② 妹（中学校） 16万円

世帯合計の特別控除額 28万円 + 16万円 = 44万円 (C)

別表3（特別控除額）

世帯の状況	特別控除額				
母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯 (児童、生徒、学生 1人につき)	小学校		8万円		
	中学校		16万円		
			自宅通学区	自宅外通学	
	高等学校	国公立	28万円	47万円	
		私立	41万円	60万円	
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円	
		私立	60万円	80万円	
	大学(短大)	国公立	59万円	102万円	
		私立	101万円	144万円	
	専修学校	高等課程	国公立	17万円	27万円
			私立	37万円	46万円
専門課程		国公立	22万円	62万円	
		私立	72万円	112万円	
東北職業能力開発大学校		59万円	102万円		
障害者のいる世帯	1人につき86万円				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため、特別支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
長期に療養を必要とする者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	前年から申し込み時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間額				

4 認定所得金額

$$\boxed{\text{世帯合計の審査所得金額 (B)}} - \boxed{\text{世帯合計の特別控除額 (C)}} = \boxed{\text{認定所得金額 (D)}}$$

$$132\text{万円} - 44\text{万円} = 88\text{万円} \quad (\text{D})$$

5 算定

$$\boxed{\text{認定所得金額 (D)}} \leq \boxed{\text{基準金額 (A)}}$$

$$88\text{万円} \leq 307\text{万円}$$

世帯の認定所得金額は、88万円であり、5人世帯の基準金額（別表1）の307万円以下となり、この世帯は、家計基準を満たしていることとなります。